

# 「風さやか」推進協議会規約

## （目的）

第1条 本協議会は、長野県オリジナル品種水稻「風さやか」の振興とブランドの確立を図り、もって本県の米産業の振興に寄与することを目的とする。

## （名称）

第2条 本協議会は、「風さやか」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## （事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）生産、流通及び販売に関する事業
- （2）消費拡大に関する事業
- （3）ブランド確立に関する事業
- （4）その他目的達成に必要な事業

## （会員）

第4条 協議会は、別紙の法人・団体をもって構成する。

## （賛助会員）

第5条 賛助会員は、協議会の目的に賛同し、かつ賛助しようとする法人・団体・個人とする。

2 賛助会員は、協議会が行う事業に参加することができる。

## （賛助会員の加入・脱会）

第6条 協議会の目的に賛同し、かつ賛助しようとする者から協議会への加入の申し出があった場合、会長の承認を得て賛助会員として協議会に加入することができる。

2 賛助会員から脱会の申し出があった場合、会長の承認を得て協議会から脱会することができる。

## （会員及び賛助会員の負担）

第7条 会員及び賛助会員は、協議会の事業活動の費用に充てるため、別に定める負担金及び会費を事業年度ごとに支払うこととする。

## （役員）

第8条 協議会は、会員の中から次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監事 2名

2 会長は協議会を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。

- 4 会長は、会員を代表する職にある者の中から互選により、総会で選任する。
- 5 副会長及び監事は、会員を代表する職にある者の中から会長が指名する。
- 6 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
- 7 欠員補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第9条 協議会に、協議会の運営をするため、次の幹事を置く。

- (1) 幹事長 1名
  - (2) 幹事 若干名
- 2 幹事長及び幹事は、会員に所属する職員の中から会長が指名する。
  - 3 幹事長は、会長、副会長を補佐し、協議会を運営する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会と幹事会とし、必要に応じて部会を設置することができる。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

- 2 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催する。
- 3 総会は、次の事項を議決するものとする。
  - (1) 規約及び諸規定の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関する事項
  - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (4) 会長の選任に関する事項
  - (5) 会員・賛助会員の除名に関する事項
  - (6) その他会務の執行上重要な事項
- 4 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面による表決または他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合、該当会員は出席したものとして扱う。
- 6 地震災害時や感染症等含め緊急事態でやむを得ない場合に限り、書面（メールによるデータの送付等を含む）による決議を認め、これをもって総会に代えることができる。

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長が必要と認めた場合に開催し、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、次の事項について審議を行うものとする。
  - (1) 総会に付議する事項
  - (2) 事業及び予算執行に関する事項
  - (3) 賛助会員の加入、脱会に関する事項
  - (4) その他協議会の運営に関する事項

3 幹事長は、必要に応じて賛助会員を加えて事業の企画・調整等を行う部会を開催できる。

(除名)

第13条 協議会は、会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により除名することができる。

- (1) 規約に違反し協議会からの違反行為を排除すべき旨の警告に従わないとき
- (2) 協議会の業務を妨げ、または信用を失墜させる行為をしたとき

(事務局)

第14条 事務局は、長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室におく。

(会計)

第15条 本協議会の経費は、会員負担金、賛助会員会費、補助金、交付金、委託料、その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第16条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(附 則)

- この規約は、平成28年1月29日から施行する。
- この規約は、令和元年5月10日から施行する。
- この規約は、令和2年6月8日から施行する。
- この規約は、令和3年5月25日から施行する。
- この規約は、令和6年4月16日から施行する。